

令和6年度 第1回中野市都市計画審議会次第

日時 令和6年8月21日(水) 午前10時
場所 中野市役所5階 会議室52・53

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

(1) 会長選出及び会長代理指名について

4 その他

・中野市まちづくり基本計画について

5 閉 会

中野市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間(R6(2024).8.17~R8(2026).8.16)

	所属団体・役職名	氏名
1	中野市農業委員会 会長	増田善行
2	長野工業高等専門学校 名誉教授	柳沢吉保
3	中野市議会経済建設委員会 委員長	江口栄光
4	中野警察署 署長	村松朝生
5	北信地域振興局 局長	小池広益
6	北信建設事務所 所長	関一規
7	中野市区長会 理事	久野常志
8	中野市教育委員会 委員	齋藤文子
9	信州中野商工会議所 副会頭	市川真一
10	公益社団法人 中野青年会議所 理事長	阿部一博
11	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会 副会長兼福祉部会長	小橋信子
12	一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部長	蟻川幸治
13	公募委員(一般公募)	仁科智栄子
14	公募委員(一般公募)	諫山郁美
15	公募委員(一般公募)	荒井綾

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。